

○介護保険以外の高齢者福祉事業

■要介護高齢者介護手当支給 高齢者福祉課 ☎25-1722

要介護高齢者を在宅で常時介護している方に手当を支給します。

•支給内容

支給額は月額8,000円で、申請した月分から支給対象となります。

支給月は4月・8月・12月で、4か月分をまとめて支給します。

4月支給 【12・1・2・3月分を支給します。】

8月支給 【4・5・6・7月分を支給します。】

12月支給【8・9・10・11月分を支給します。】

•支給対象者

介護保険で要介護4、要介護5に認定されている60歳以上の在宅の要介護者と同居し、常時介護している方1人。

なお、入院や施設入所、ショートステイ等の日数が1か月に16日以上（それらを合算して16日以上の場合も含める。）となった月は支給対象外となります。届出が必要となります。受給後、入院等の事実が判明した場合は返還していただきます。

■要介護者紙おむつサービス事業 高齢者福祉課 ☎25-1722

•サービスの内容

月に一度、紙おむつ等を支給します。申請した月の翌月からの支給となり、市から委託を受けた業者がご自宅に配送します。

•支給対象者

介護保険で要介護4、要介護5に認定されている40歳以上の在宅の要介護者で失禁の状態にある方に支給します。

なお、受給者が入院または施設入所した場合、原則支給は中止となります（届出が必要となります。またショートステイも同様の扱いとなります）。

•費用

1人につき1月当たり4,500円を限度とし、限度額を超えた分は自己負担となります。

また受給者が市民税所得割課税世帯に属する場合はおむつ給付に係る費用の1割が自己負担となります。

■要介護高齢者訪問理美容サービス事業 高齢者福祉課 ☎25-1722

•サービスの内容

理美容店へ行くことが困難な要介護高齢者に対して、市内の理容組合または美容組合に加入している理容師、美容師が居宅を訪問して、理美容サービスを提供します。1年度4回を限度とし、利用券を交付します。利用券には有効期限があります（6/30、9/30、12/31、3/31）。

居宅以外（病院やデイサービスの事業所など）では利用できません。

•利用対象者

介護保険で要介護4、要介護5に認定されている60歳以上の在宅の要介護者で、理美容店へ行くことができない方。※入院中の方は利用できません。

•費用 無料

■高齢者入浴料助成事業 高齢者福祉課 ☎25-1722

・サービスの内容

入浴設備（浴室又はシャワー室）がない住居に居住している高齢者に、ひと月あたり5回分の入浴券を助成します。入浴券を使い委託先の公衆浴場に入浴していただけます。

＜委託先＞ ・余熱利用施設「湯かっこ」

所在地：東五十子167-3

・利用対象者 次のいずれにも該当する方が対象となります。

- 入浴設備（浴室又はシャワー室）がない又は故障等により使用できない住居に居住していること
- 申請の日において65歳以上であること
- 市民税非課税世帯に属していること

・費用 無料



■緊急通報システム事業 高齢者福祉課 ☎25-1722

・サービスの内容

緊急通報システムを対象者の住居の固定電話回線※1に取り付けます。急病や事故等の理由で緊急に他者の援助が必要となったとき、緊急ボタンを押すと、24時間常駐の専門オペレーターが速やかに対応します。機器の近くにいない場合でも、付属のペンダントから通報することができます。（障害物無しの状況で本体から50m以内であれば通信可能。）また、毎月1回電話による安否確認をします。



・利用対象者

おおむね65歳以上の単身高齢者で、身体上慢性的な疾患等により、日常生活を営む上で常時注意を要する方。

ご本人の健康状態や緊急度など総合的に十分検討した上で利用が決定されます。

なお、利用の承認を受けている方が入院し、3か月を経過しても退院の見込みがない場合、利用は中止となります（施設入所についても同様）。

・費用

電話料金（基本料金及びサービスを使ったことにより生じる通話料）や付属のペンダント等を紛失した場合の機器料金は、利用者の自己負担となります。

また、市民税所得割課税世帯については、緊急通報システム機器利用料の1割（1か月あたり203円）を負担していただきます。

※1 緊急通報装置の使用回線は「単独NTTアナログ電話回線」が基本です。一部承諾書を頂くことで使用可能な回線もありますので、市のHPまたは高齢者福祉課へお問い合わせ下さい。

■徘徊高齢者探知事業 高齢者福祉課 ☎25-1722



・サービスの内容

徘徊行動のある認知症高齢者に市が貸与する携帯用端末(縦8.4cm×横4.6cm×厚さ1.6cm 重さ67g)を所持してもらい、居場所が不明になったとき、家族等がオペレーションセンターに電話又はインターネットで問い合わせをして、位置情報の提供を受けることができます(位置情報サービス)。

また、家族等が出向いて保護できない場合は、委託業者が代行します(現場急行サービス)。

・利用対象者

おおむね65歳以上の在宅の認知症高齢者及びその家族等。

ご本人の状況を確認の上、利用が決定されます。

・費用

料金名	金額	
基本料金	1,320円/月 ※ただし、6か月分前納	
位置情報サービス利用料金	電話	220円/回
	インターネット	基本料金に含まれています
現場急行サービス利用料金	11,000円/1回(1時間) ※追加1時間毎に11,000円	

※上記金額は税込金額です。

また、上記以外に、サービスを利用する際にかかる電話の通話料、インターネットへの接続等にかかる料金も利用者の自己負担となります。

■徘徊高齢者等見守り事業 高齢者福祉課 ☎25-1722

・サービスの内容

徘徊行動のある認知症高齢者を早期発見するための二次元コード付きシールを交付します。衣類や杖等に二次元コード付きシールを貼付して、発見者が二次元コード付きシールを携帯等で読み取ることで専用伝言板を介して保護者とやりとりを行うことができます。



伝言板でのやりとりの際は、双方の個人情報の記入は不要です。

事前に既往症や発見時に注意することを登録しておく事で発見時の認知症高齢者・発見者双方の負担軽減につながります。

交付する物は、耐洗ラベル(衣類等に貼るラベル)30枚と蓄光シール(杖等に貼るシール)10枚の計40枚です。

・利用対象者

市内に住所を有する在宅の高齢者であって、認知症により徘徊行動が見られる方で、以下のいずれかに該当する方。

○介護保険で要介護者または要支援者に認定されている方。

○医師により認知症と診断された方。

・費用

初回無償交付

※ただし、2回目以降の交付は有償。

■福祉電話設置 高齢者福祉課 ☎25-1722

・サービスの内容

電話を設置することにより、孤独感を和らげ、コミュニケーション等の手段として関係機関の協力を得て、安否の確認を行います。

・利用対象者

おおむね65歳以上の低所得者及び外出困難な在宅重度身体障害者のうち、現に通話可能な電話を持たない方で、次のいずれかに該当する方。

○常時ひとり暮らしの高齢者で、継続して安否確認を必要とする方。

○外出の困難な在宅重度身体障害者又は高齢者世帯で、緊急連絡等を必要とする方。

・費用

基本料は無料ですが、通話料は利用者の自己負担となります。

■家族介護慰労金支給 高齢者福祉課 ☎25-1722

日常生活に著しい支障のあるねたきりの高齢者及び重度の認知症高齢者を介護している家族に1世帯につき10万円の慰労金を支給します。

・支給対象者

次の全ての要件に該当する方を介護している市民税非課税の世帯。

○介護保険で要介護4、要介護5に認定されてから1年以上経過している方

○過去1年間、介護保険法に基づく介護サービスを受けていない方

(年間1週間程度のショートステイの利用を除く)

○過去1年間、病院又は診療所に1か月以上継続して入院していない方

■高齢者生活支援短期入所事業(ショートステイ) 高齢者福祉課 ☎25-1722

介護者が疾病等により一時的に家庭で介護することが困難になり、家庭で生活できない高齢者を施設で預かり日常生活のお世話をします。

・利用対象者

おおむね65歳以上の介護保険の給付対象となることができない高齢者で、日常生活を営むのに支障のある方です。日常生活の状況を十分に検討した上で、利用が決定されます。

※期間は原則として7日以内です。

・費用

1日あたりの利用料は、施設利用料の1割(726円)になります。

※また、高齢者の状態によって利用料が異なる場合もあります。

■要介護認定者の障害者控除の適用

• サービスの内容

確定申告や市県民税申告をする際に、65歳以上の介護保険要介護認定(12月31日時点で要介護2～5)を受けている人は、市が交付する『障害者控除対象者認定書』を提示することで、障害者控除を受けられる場合があります。

• 申請方法

認定書の申請は、毎年1月より受け付けます。

確定申告や市県民税申告の前に、本人または代理人が介護保険被保険者証を持参して、申請してください。 ※申請をした翌年以降、申請は不要です。

• 費用 無料

• 問合せ先 介護保険課 25-1719

※申告の内容や方法等に関するご相談は、本庄税務署(22-2111)または課税課市民税係(25-1123)にお問い合わせください。

■おむつの代金の医療費控除

• サービスの内容

確定申告や市県民税申告で、おむつの代金を医療費控除に含める場合は、初回は医師の発行する「おむつ使用証明書」の添付が必要ですが、2年目以降は下記の条件に該当する高齢者については、「おむつ使用証明書」に代わる確認書を発行します。

• 条件

○介護保険で要介護認定を受けていること。

○本庄市で保有する介護認定資料(主治医意見書)において、以下の全ての事項が確認できること。

- ◎【障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)】がB1・B2・C1・C2のいずれかである。
- ◎【尿失禁】の項目にチェックがついている。
ただし、要介護4、5の認定を受けている場合はチェックがなくてもよい。

• 申請方法

確定申告や市県民税申告の前に、本人または代理人が介護保険被保険者証を持参して、申請してください。

• 費用 無料

• 問合せ先 介護保険課 25-1719

※申告の内容や方法等に関するご相談は、本庄税務署(22-2111)または課税課市民税係(25-1123)にお問い合わせください。

■介護マーク

外出先でこのマークを見かけたら、温かく見守ってください



外見的に要介護状態であることがわかりにくい認知症の方等の介護は、他の人から見ると介護をしていることがわかりにくく、誤解や偏見を持たれることがあります。介護する方が、外出先等で介護中であることを周囲に理解していただくために、本庄市では「介護マーク」を配布しています。

• こんなときに

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき
- 障害のある方を介護する方も「介護マーク」をご活用ください

• 対象 市内に住所を有する高齢者等を介護している方

※介護サービス提供事業者等の職員は該当しません

• 費用 無料

• 配布場所

直接下記へ

- 本庄市役所 高齢者福祉課
- 児玉総合支所 支所市民福祉課
- 市内の各地域包括支援センター

☆市のホームページからもダウンロード出来ます。



【本庄市社会福祉協議会事業】

本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755

児玉支所 ☎73-1237

■高齢者世帯等安否確認事業

民生委員が希望者宅を月1回訪問して、お便りや生活物品などを配付することにより安否確認を行います。

• 利用対象者

日常的に見守りを必要とする、70歳以上の高齢者世帯（単身・二人世帯）及び同居者がいても日中ひとりで過ごしている75歳以上の高齢者で、サービスを希望される方です。（持病や障害等により、特に見守りが必要と思われる場合はおおむね65歳以上）

• 費用 無料

■福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

物忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

• サービスの内容

- ①福祉サービス利用援助（福祉サービスの利用の手伝い）
- ②日常生活上の手続き援助（日常の暮らしに必要な事務手続きの手伝い）
- ③日常的金銭管理（日常の暮らしに必要なお金の出し入れの手伝い）
- ④書類等預かりサービス（大切な書類などをお預かりします）

• 利用対象者

生活していくうえで、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害などのある方（居宅のほか、施設や病院などを利用している方も対象）。当事業を利用するご本人が、社会福祉協議会と契約を結ぶため、ご本人が契約内容等を理解できることが条件となります。

• 費用 ※生活保護世帯は無料

サービス内容の①～③

1回1時間まで1,200円～1,600円（以降30分につき400円加算）

サービス内容の④

基本料2,000円（年額）、利用料500円（月額）

■車いすの貸出

ケガや障害等で一時的に車いすを必要とされる方に、短期間（1か月以内）の車いすの貸し出しを行います。

- 対象者 本庄市に居住、または勤務している方
- 利用料 無料

■福祉車両の貸出

通院などで必要とされる方に、車いすのまま乗降できる福祉車両の貸し出しを行います（通常3日以内）。

- 対象者 常時車いすを使用している方または、疾病等で一時的に車椅子を必要としている方（対象者または、その家族が本庄市内に居住していること）
- 運転者 運転者は利用者が確保してください。
- 利用料 無料。ただし、燃料費（車両返却時に下記により窓口で精算）、有料道路通行料金、駐車料金等は利用者負担となります。

「赤い羽根号（リフトタイプ）」車種：日産 セレナ

燃料費…走行距離10kmまで 250円

（以後10kmごとに250円追加）

「スマイル号（スロープタイプ）」車種：ダイハツ タント

燃料費…走行距離10kmまで 200円

（以後10kmごとに200円追加）